

Weekly Report

～ わが家の省エネ・節電大作戦 ～

NO.68

今週のテーマ

「省エネ住宅を知る」

省エネ型住宅を建てるVI

低炭素建築物(住宅)認定基準

〔定量的評価項目(必須)〕

- 外皮性能の基準は省エネ基準と同等以上
- 一次エネルギー消費量の基準は省エネ基準と比べ10%以上

+

〔選択的項目〕

以下の8つの項目から2つ以上該当すること。または、所管行政庁が認めること

- 節水に資する機器の設置
- 雨水・井水・雑排水利用
- HEMS、BEMSの設置
- 定置型蓄電池の設置
- 一定のヒートアイランド対策を講じていること(敷地緑化など)
- 住宅の劣化軽減に資する措置を講じていること
- 木造住宅もしくは木造建築物であること
- 高炉セメント等を使用していること

※国土交通省「エコまち法に基づく低炭素建築物の認定制度の概要」を基に作成

「低炭素建築物認定制度」
東日本大震災を契機として国内エネルギー需給に変化が見られ、私たちのエネルギーに対する意識も省エネに向かうなどを背景に、平成24年、国土交通省は都市の低炭素化を図る「都市の低炭素化の促進に関する法律」(エコまち法)を制定しました。この法律に基づき「低炭素建築物認定制度」が設けられ、特に市街化区域内で先導的な基準を持つ低炭素化建築物(住宅)を認定する制度です。

低炭素建築物認定基準は、省エネ基準よりも一次エネルギー消費量で厳しく設定されています(住宅の場合、建築物省エネ法の誘導基準と同じ)。その上、選択項目を設けることで、より一層の省エネ、低炭素化が求められます。

低炭素建築物として認定された場

合、各種の優遇措置を受けることができます。例えば、優遇措置として、所得税の減税や登録免許税の引き下げ、そして住宅ローンではフラット35の金利がさらに低くなります。さらに、低炭素化が図れる設備(太陽光発電と連携している蓄電池、コージェネレーション設備など)については、容積率の緩和(最大1/20)が適用されます。

エクシード株式会社

2017-05-22号 No.68

〒120-0036
東京都足立区千住仲町11-12
千住彩館602
TEL : 03-3882-8446
URL : <http://www.exceeds.jp/>

Weekly Report はしばらくお休みいたします。